

離婚後もとの戸籍に戻る場合

離婚届

令和 7 年 4 月 3 日届出

埼玉県戸田市 長 殿

離婚届の書き方

- ・文字は、正確、丁寧に記載してください。
- ・消せるボールペン等は使用しないでください。

(1)	氏名	夫 戸田 太郎	妻 戸田 花子
	生年月日	昭和43年4月3日	昭和46年7月4日
	住所	埼玉県戸田市下前1丁目 20番地2号 (ハイツ戸田101号室)	埼玉県戸田市美女木5丁目 2番地16号
	本籍	埼玉県戸田市下前1丁目20番地	埼玉県戸田市美女木5丁目2番地
(2)	世帯主の氏名	戸田 太郎	美笹 二郎
	筆頭者の氏名	戸田 太郎	美笹 二郎
	夫の父	戸田 一郎	妻の父
	母	鳥子 二男	母
	離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 調停 ☐ 審判	☐ 和解 ☐ 請求の認諾 ☐ 判決
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	埼玉県戸田市美女木5丁目2番地16号	筆頭者の氏名 美笹 二郎
(3)	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 戸田 月子	妻が親権を行う子
(4)	同居の期間	平成22年7月から 令和6年12月まで (同居を始めたとき)	(別居したとき)
(5)	別居する前の住所	埼玉県戸田市上戸田1丁目18番地1号	
(6)	別居する前の世帯のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス等 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く) ☒ 4. 3にあってはまらない常用労働者世帯及び(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(7)	夫妻の職業	夫の職業 04	妻の職業 05
(8)	その他	署名は必ず本人が自署してください。 印鑑の押印は任意です。	
(9)	届出人署名(※押印は任意)	夫 戸田 太郎 印	妻 戸田 花子 印
(10)	事件簿番号		

住所を定めた年月日
夫 年 月 日
妻 年 月 日連絡先 電話 (048) 441-1800 番
自宅・勤務先・呼出方屋間に連絡のつく電話番号を記入してください。
携帯電話でも構いません。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

届書は、1通でさしつかえありません。

そのほかに必要なもの

調停離婚のとき	調停調書の謄本	和解離婚のとき	和解調書の謄本
審判離婚のとき	審判書の謄本と確定証明書	認諾離婚のとき	認諾調書の謄本
判決離婚のとき	判決書の謄本と確定証明書		

証人	(協議離婚のときだけ必要です)
署名(※押印は任意)	戸田 三郎 印 美笹 風子 印
生年月日	昭和53年3月5日 昭和22年1月2日
住所	埼玉県戸田市上戸田4丁目 8番地1号 埼玉県戸田市美女木5丁目 2番地16号
本籍	埼玉県戸田市上戸田1丁目 埼玉県戸田市美女木5丁目
【必要なもの】	1. 調停離婚の場合は、調停調書の謄本 審判離婚の場合は、審判書の謄本及び確定証明書 和解離婚の場合は、和解調書の謄本 認諾離婚の場合は、認諾調書の謄本 判決離婚の場合は、判決書の謄本及び確定証明書 2. 本人確認書類(免許証、パスポート等) 3. マイナンバー(個人番号)カード 4. 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) 5. 国民健康保険被保険者証又は国民健康保険資格確認書(加入している方のみ) 【注意事項】 1. 虚偽の届出防止のため、本人確認をさせていただきます。 2. 協議離婚の場合、届出には証人(成人の方2人)の署名、生年月日・住所、本籍の記入が必要となります。 (裁判離婚の場合は、証人は必要ありません。) 3. 夫婦間の未成年の子については、親権者をどちらか一方に決めてください。 4. 離婚届の提出で住所は変更されません。住所変更は別に届出が必要です。 なお、住所変更手続きは取扱時間外では受け付けられませんので、窓口受付時間内に手続きをお願いします。 5. 届書に記入する氏名の文字等は、戸籍に記載されているとおり正確に記入してください。 6. 外国人の方とご離婚される場合や外国でご離婚された方は別途必要書類がありますのでお問い合わせください。 7. 離婚届の提出だけでは、子の戸籍(氏)は変わりません。子を、離婚して別の戸籍になった母(父)と同じ戸籍(氏)にする場合は家庭裁判所の許可を得て、入籍届を提出する必要があります。
父母が健康上の理由で、更迭を希望する場合は、届出の際に「更迭を希望する旨」を記載し、医師の診断書(または医師の診断書)を添付してください。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。	
未成年の子がいる場合は、次の□の□にははまるものにしるをつけてください。	
☐ 面会交流について取決めをしている。 ☐ まだ決めていない。	☐ 面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、定期的に、会う機会をもち、一緒に遊んだり、電話や手紙で連絡をとりあうこと。
☐ 経済的に自立していない。	☐ 経済的に自立していない。
☐ 養育費の分担について取決めをしている。	☐ 養育費の分担について取決めをしている。
☐ まだ決めていない。	☐ まだ決めていない。
このチェック欄についての法務省の解説動画	
詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。	
☐ 法務省 離婚	☐ 法務省 離婚
法務省作成のパンフレット	
日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。	
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp	

お子さんの名前をフルネームで記入してください。

離婚後も現在の氏を名乗り続ける場合

離婚届

令和 7 年 4 月 3 日届出

埼玉県戸田市 長 殿

離婚届の書き方

- 文字は、正確、丁寧に記載してください。
- 消せるボールペン等は使用しないでください。

(1)	氏名	戸田 太郎	戸田 花子
	生年月日	昭和43年4月3日	昭和46年7月4日
	住所	埼玉県戸田市下前1丁目	埼玉県戸田市美女木5丁目
	(住民登録をしているところ) (よみかた)	20番地 2 (ハイブ戸田101号室) 戸田 太郎	2番地 16号 美笹 次郎
	世帯主の氏名	戸田 太郎	美笹 次郎
(2)	本籍	埼玉県戸田市下前1丁目20番地 戸田 太郎	埼玉県戸田市美女木5丁目2番地 美笹 次郎
	筆頭者の氏名	戸田 太郎	美笹 次郎
	夫の父	戸田 一郎	美笹 次郎
	母	鳥子 二男	風子 長女
(3)	離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 調停 ☐ 審判	☐ 和解 ☐ 請求の認諾 ☐ 判決
(4)	婚姻前の氏にもどる者の本籍	夫は ☐ もとの戸籍にもどる 妻は ☐ 新しい戸籍にもどる	
(5)	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 平成22年7月から 令和6年12月まで (同居を始めたとき)	妻が親権を行う子 戸田 月子
(6)	同居の期間	平成22年7月から 令和6年12月まで (同居を始めたとき)	令和6年12月まで (別居したとき)
(7)	別居する前の住所	埼玉県戸田市上戸田1丁目18番地 1号	埼玉県戸田市上戸田1丁目18番地 1号
(8)	別居する前の世帯のおもな仕事	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス等を個人で経営している ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用1人から99人までの世帯(日々または1年未満) ☒ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(9)	夫妻の職業	夫の職業 04	妻の職業 05
(10)	署名	戸田 太郎	戸田 花子
	事件簿番号		
	住所を定めた年月日	夫 年 月 日	妻 年 月 日
	連絡先	電話 (048) 441-1800 番	自宅・勤務先・呼出 方

屋間に連絡のつく電話番号を記入してください。
携帯電話でも構いません。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、1通でさしつかえありません。
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき 調停調書の謄本 和解離婚のとき 和解調書の謄本
審判離婚のとき 審判書の謄本と確定証明書 認諾離婚のとき 認諾調書の謄本
判決離婚のとき 判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	戸田 三郎	美笹 次郎
署名 (※押印は任意)	印	印
生年月日	昭和53年3月5日	昭和21年1月2日
住所	埼玉県戸田市上戸田4丁目8番地 1号	埼玉県戸田市美女木5丁目2番地 16号
本籍	埼玉県戸田市上戸田1丁目18番地	埼玉県戸田市美女木5丁目2番地 16号

【必要なもの】

- 調停離婚の場合は、調停調書の謄本
審判離婚の場合は、審判書の謄本及び確定証明書
和解離婚の場合は、和解調書の謄本
認諾離婚の場合は、認諾調書の謄本
判決離婚の場合は、判決書の謄本及び確定証明書
 - 本人確認書類(免許証、パスポート等)
 - マイナンバー(個人番号)カード
 - 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
 - 国民健康保険被保険者証又は国民健康保険資格確認書(加入している方のみ)
- 【注意事項】
- 虚偽の届出防止のため、本人確認をさせていただきます。
 - 協議離婚の場合、届出には証人(成人の方2人)の署名、生年月日・住所、本籍の記入が必要となります。
(裁判離婚の場合は、証人は必要ありません。)
 - 夫婦間の未成年の子については、親権者をどちらか一方に決めてください。
 - 離婚届の提出で住所は変更されません。住所変更は別に届出が必要です。
なお、住所変更手続きは取扱い時間外では受け付けられませんので、窓口受付時間内に手続きをお願いします。
 - 届書に記入する氏名の文字等は、戸籍に記載されているとおり正確に記入してください。
 - 外国人の方と離婚される場合や外国で離婚された方は別途必要書類がありますのでお問い合わせください。
 - 離婚届の提出だけでは、子の戸籍(氏)は変わりません。子を、離婚して別の戸籍になった母(父)と同じ戸籍(氏)にする場合は家庭裁判所の許可を得て、入籍届を提出する必要があります。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにししをつけてください。

- ☐ 面会交流について取決めをしている。
☐ まだ決めていない。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的に継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにししをつけてください。

- ☐ 養育費の分担について取決めをしている。
取決め方法：□公正証書 □それ以外

養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

☐ まだ決めていない。

未成年の子がいる場合は、該当する箇所にチェックを付けて下さい。

詳しくは、各市区町村の窓口にお問合せください。また、各市区町村のホームページにも掲載されています。
面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページにも掲載しています。

法務省 離婚

法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.jp

離婚成立日から3ヶ月以内に提出してください。
一度この届を提出すると、旧姓に戻るには家庭裁判所の許可が必要となります。

77条の2の書き方

離婚の際に称して
いた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)
令和 7 年 4 月 3 日届出

埼玉県戸田市 長殿

- ・文字は、正確、丁寧に記載してください。
- ・消せるボールペン等は使用しないでください。

(1)	(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	ト 氏 ハナコ 名 戸 田 花 子	昭和46年7月4日生
(2)	住 所 〔住民登録して いるところ〕	埼玉県戸田市下前1丁目2 (よみかた) 世帯主 の氏名 と だ はなこ 戸 田 花 子	番地 (ハイツ戸田101号室) 番 20 号
(3)	本 籍	埼玉県戸田市下前1丁目20 筆頭者の 氏名 戸 田 一 郎	番地 番
(4)	(よみかた) 氏	変更前 (現在称している氏) 戸 田	変更後 (離婚の際称していた氏) と だ 戸 田
(5)	離婚年月日	令和 7 年 4月3日	
(6)	離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	埼玉県戸田市下前1丁目2 戸 田 花 子	番地 番

【必要なもの】

1. 氏が変わる方…マイナンバーカード
2. 氏が変わる方でお持ちの方…住民基本台帳カード
3. 氏が変わる方で国民健康保険に加入されている方…
国民健康保険被保険者証又は国民健康保険資格確認書

【注意事項】

1. この届を提出しただけでは住所に異動は生じません。転居、転出、転入等がある方は別途手続きが必要となります。
2. お名前の文字等は、戸籍に記載されている通り正確に記入してください。また、届出により氏名の文字が変わることがあります。

(8)	(※押印は任意) (変更前の氏名)	戸 田 花 子	印
-----	----------------------	---------	---

昼間に連絡のつく電話番号を記入してください。

連絡先 電話 〔 048 〕 4 4 1 - 1 8 0 0 番
〔 自宅 〕 勤務先・呼出 方